

議 案 第 9 1 号

松戸市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政手続法の改正の趣旨にのっとり、同法で適用除外とされる処分及び行政指導の手続等について同趣旨の改正をすることにより、市民の権利利益の保護の充実を図るため。

松戸市行政手続条例の一部を改正する条例

松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 行政指導（第30条—第35条）

第5章 届出（第36条）

第6章 雑則（第37条） 」を

「第4章 行政指導（第30条—第36条）

第5章 処分等の求め（第37条）

第6章 届出（第38条）

第7章 雑則（第39条） 」に改める。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「及び第32条において、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）を含む。」を「にあっては、法令」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。

第3条中「第4章」を「第5章」に改め、同条第5号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第33条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使しうる根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第6章中第37条を第39条とし、同章を第7章とし、第5章中第36条を第38条とし、同章を第6章とし、第35条の次に次の1条及び1章を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第36条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例等の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第5章 処分等の求め

第37条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対

し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。